

# (仮称) 夙川公園桜の名所保全管理計画策定支援業務 仕様書 (案)

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

- (1) 本仕様書は、西宮市が委託する(仮称)夙川公園桜の名所保全管理計画策定支援業務(以下、「業務」という)に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、「設計業務等共通仕様書」(兵庫県、令和3年4月)に準拠する。

### 第2条 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日迄

### 第3条 関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。関係法令等が履行期間中に変更(更新)となった場合は、最新版を適用するものとする。ただし、市監督員の承諾を得た場合、あるいは、指示を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 都市公園法
- (2) 個人情報保護法
- (3) その他関係法令

### 第4条 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、以下に掲げる書類を提出し、市監督員の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 管理技術者及び照査技術者の経歴書
- (4) 管理技術者の資格証明書の写し
- (5) 業務工程表
- (6) 業務実施計画書
- (7) その他監督職員が必要と認めるもの

### 第5条 管理技術者等の選任

- (1) 管理技術者は、技術士法に基づき登録された技術士(技術士法に規定する総合技術監理部門(選択科目は都市及び地方計画に限る)又は建設部門(都市及び地方計画に限る))又は建設部門(都市及び地方計画に限る)の技術士(技術士法に規定する総合技術監理部門(選択科目は都市及び地方計画に限る)又は建設部門(都市及び地方計画に限る))

る))、シビルコンサルティングマネージャー（造園部門、又は都市及び地方計画部門に限る）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を配置すること。

- (2) 照査技術者は、成果の品質の技術上の照査を行う者であり、品質、内容とも優秀な成果品を仕上げることに努力しなければならない。
- (3) 前項に規定する管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとし、受託者は、本業務の実施にあたり、管理技術者の資格を証明する書類を提出しなければならない。
- (4) 第17条「業務項目」で規定する「1. 現況把握」の「(2) 現地調査」については、樹木医（(一財)日本緑化センター）の資格を有する技術者で実施すること。なお、本項目については樹木医の資格者を有するものへの再委託は可能とする。

#### 第6条 情報セキュリティポリシーの遵守義務

受託者は、本業務で使用する個人情報の取扱い、保管等には十分に注意する。

#### 第7条 疑義

本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、市監督員と受託者間にて協議の上、決定するものとする。

#### 第8条 貸与資料と使用制限

- (1) 本業務を実施するにあたって、受託者は、市監督員より貸与する資料において責任をもってこれを管理し、汚損、被害等の無いように取り扱いには、万全の注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取り扱い及び保管について慎重に行い、業務上必要であっても市監督員の承諾なくして複写・複製してはならない。
- (3) 受託者は、業務終了後、速やかに貸与資料を返却（データについては破棄）しなければならない。

#### 第9条 関係官公機関への手続き

受託者は、本業務の実施にあたって必要な関係官公機関への事務手続きを、代行して適切な時期に実施するものとする。

#### 第10条 事故報告

受託者は、本業務の実施にあたり、市監督員から提供された情報を漏えい、毀損、又は焼却したときには直ちに市監督員に報告し、市監督員の指示に従わなければならない。

#### 第 11 条 損害賠償

受託者が業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により市監督員に損害を与えたときには、受託者の負担において市監督員の指定する期限まで原状に回復し、又はその損害を全額賠償するものとする。

#### 第 12 条 成果の補足、修正

業務完了後、受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合には、市監督員が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業については、受託者の責任負担において実施するものとする。

#### 第 13 条 成果品の帰属

本業務の成果品の権利は、全て本市に帰属し、成果品は全て本市が所有するものとする。したがって、受託者は業務の執行上保持することを認められた本業務の成果品を本市の許可なく第三者に複製、公表、貸与及び使用してはならない。

#### 第 14 条 支払い条件

令和 5 年度末は別紙業務仕様書の第 17 条・業務項目で定める「1. 現況把握」と「2. 解析・評価と課題の整理」に対する出来高払いを、予算の範囲内 23,600 千円を上限として支払う。

令和 6 年度は履行期間末業務完了時には残額を支払うが、令和 6 年度業務について履行期限前に全ての業務が完了したことを発注者が確認し、かつ受託者から請求があった場合には、請求を受けた日から 30 日以内に残額を支払うものとする。

## 第2章 業務内容

### 第15条 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び趣旨を十分に理解した上で、適切な工程計画・使用機器・技術者の配置等を立案し、実施計画書及び工程表を作成した上で市監督員の承認を得ること。

### 第16条 概要

#### 1. 業務対象地

名称：夙川公園（正式名称：夙川河川敷緑地）

公園区分：都市緑地、開設面積：17.94ha、延長：総延長4km、桜樹植栽2.8km

調査対象面積：約133,700㎡（業務対象範囲図参照）

#### 2. 業務目的

夙川公園は約1600本の桜が生育する「さくらの名所100選（日本さくらの会）」に選定されており、桜と松が共生した景観を有する桜の名所となっている。

一方で近年、桜の枯死や樹勢の悪化、巨木化した松や広葉樹の腐朽による倒木の危険性や桜への被圧、また近隣住宅地の生活環境への影響などの問題が顕在化している。

本市では桜樹の土壌改良や後継樹の植栽、松樹の病害予防、また危険木診断及び危険木伐採などを実施しているが、取組みの効果的且つ効率的な実施や拡充を進めるためには、総合的な方針や実施計画が必要となる。

本業務では、桜の名所夙川公園を未来にわたり保全するため、桜や松の生育状況や景観などに関する現況把握や評価・解析を行い、名所としての目標像やゾーニング、樹木管理や更新等の取組みについて設定する中長期的な保全計画の素案作成を行う。

### 第17条 業務項目

#### 1. 現況把握

##### (1) 既往資料の整理

各種既往資料により以下の内容を整理する。

##### ①公園概要

主要な植生や施設の配置、周辺状況等

##### ②利用状況

レクリエーションの利用状況、市民団体活動、花見の利用状況等

##### ③自然的・社会的条件

気象概況、地形・地質概況、自然特性、周囲の土地利用等

#### ④関連計画との整理

総合計画、都市計画マスタープラン、西宮市緑の基本計画、景観計画等との関連性

#### ⑤公園の整備経緯

整備の社会的・文化的背景、主要な整備経緯、整備年表

#### ⑥公園の管理状況

剪定等植栽管理、松樹危険木診断、桜補植、桜の樹勢回復（不定根誘導、土壌改良など）、松くい虫防除（樹幹注入剤施用）、松樹健全化（菌根菌施用）など、本市の取組み状況

なお、市より貸与する関係資料は以下のとおりである。

種別	掲載情報	データ形式
樹木位置図	※注記参照、別途業務で作成（R5.7 未納品予定）	GIS (shp), CAD (dwg)
イメージ断面図	※注記参照、別途業務で作成（R5.9 未納品予定）	CAD (dwg)
西宮市地形図	白地図（1：2500）	Mapinfo (tab), GIS (shp)
夙川河川敷緑地松樹倒木危険度診断結果報告書	※注記参照、令和5年度調査分はR5.7 未納品予定	PDF
植栽平面図	昭和60年作成資料	PDF（紙スキャン）
施設平面図	昭和60年作成資料	PDF（紙スキャン）
過年度改修工事図面	平面図・詳細図	PDF（紙スキャン）
過年度管理取組み資料	植栽管理、桜補植、桜土壌改良、松樹幹注入、松樹菌根菌施用などの実績資料	各種データ

#### ※樹木等位置図

LidarSLAM 機器（相対精度1～3cm相当）を用いて作成する、地図背景を地形図（1/2500）としたGISデータ（shp）の樹木及び主要施設位置図。下記の項目を記載。

- ・高木（単木状で高さ3m以上のもの）
- ・中木（単木状で高さ3m未満1m以上のもの）

※中高木はサクラ、マツ、キョウチクトウの3種類に凡例を分け、それ以外は広葉樹として整理予定

- ・低木（寄せ植え状のかたまりのもの）
- ・ベンチ
- ・東屋（パーゴラ、藤棚含む）
- ・便所
- ・遊具

#### ※イメージ断面図

LidarSLAM 機器（相対精度1～3cm相当）を用いて作成する、本公園の代表的な河川断面1箇所（1箇所）のCAD（dwg）のイメージ断面図。

#### ※松樹倒木危険度診断業務報告書

- ・公園内の松樹の内、事前調査で抽出した危険木診断が必要とされる約1000本の松について

て、下記項目を調査実施（令和4年度750本調査済、令和5年7月末までに250本調査の報告書納品予定）

- ・調査項目は、形状（樹高、幹周、枝張）、活力度、傾斜、形状比、風圧度、腐朽、欠損、街路及び家屋への影響、総合判定
- ・報告書の構成は、調査樹木位置図、箇所別診断結果一覧表、個別カルテ（約1000本分）でPDFデータ

## （2）現地調査

下記に示す各種調査を実施する。なお、調査に当たっては下表の管理エリア毎で整理すること。

- 浜夙川橋（臨港線）以南
- 浜夙川橋（臨港線）～新翠橋（酒蔵通）
- 新翠橋（酒蔵通）～国道43号
- 国道43号～阪神本線
- 阪神本線～国道2号
- 国道2号～JR神戸線
- JR神戸線～阪急神戸線
- 阪急神戸線～大井手橋
- 大井手橋～苦楽園口橋
- 苦楽園口橋～阪急甲陽線
- 阪急甲陽線以北

### ①桜の簡易診断【調査予定：約1600本】

樹木位置図に記された桜について、公園全体で活力度や病虫害などの現状を把握し、エリア毎の課題の把握や保全処置方法の検討を行うため、簡易診断を実施する。診断は樹木医（（一財）日本緑化センター）の有資格者が実施することとし、診断樹木のナンバリング（ナンバーテープ使用）及び樹木位置図への調査番号の反映を行う。

調査項目及び評価基準は市監督員との協議により決定するが、活力度や病虫害の状況を診断してとりまとめ成果は一覧表を想定しており、個別の樹木形状の計測や診断カルテは要しない。

### ②松の既往倒木危険度診断結果の整理【整理予定：約1000本】

樹木位置図に記された松について、別途業務で実施した倒木危険度診断の結果を整理するため、診断業務の報告書を確認しながら、樹木位置図への調査番号の反映を行う。またPDFデータの診断結果集計表のデータ化を行う。

### ③広葉樹の簡易診断【調査予定：約400本】

樹木位置図に記された広葉樹の内、樹高約5m、また幹周約60cmを超えるエノキ、ムクノキ、クスノキ等の広葉樹について、公園全体で樹種や活力、病虫害などの現状を把握し、エリア毎の課題の把握や倒木・落枝などの安全処置方法の検討を行うため、簡易診断を実施する。

診断は樹木医（（一財）日本緑化センター）の有資格者が実施することとし、診断樹木のナンバリング及び樹木位置図への調査番号の反映を行う。なお、調査対象の規格形状に該当する樹木の抽出は、樹木医による現地での目視判定でも可とする。

調査項目及び評価基準は市監督員との協議により決定するが、とりまとめ成果は一覧表を想定しており、個別の診断カルテは要しない。

### ④広葉樹の樹種調査【調査予定：約500本】

樹木位置図には、サクラ、マツ、キョウチクトウ、広葉樹の樹種凡例があるが、広葉樹の高木の内、③の簡易診断を実施しない樹木について、公園全体やエリア別の植生の傾向把握や、景観形成や特定外来生物等の視点による保全樹木の選択方針を検討するため、現地調査による樹種を調査し、樹木位置図への樹種の反映を行う。

なお、高木の樹種調査中に、除伐を予定しているニセアカシアやトウネズミモチ等の特定外来生物種や、コニファー類、シュロ、カキノキなどの中木を発見した際は、樹木位置図に記録すること。

### ⑤植栽密度概況調査

桜への被圧の課題把握や補植方針の検討等を行うため、エリア毎の植生密度の概況を調査する。個別の樹木間距離等の詳細な計測調査は想定していない。

### ⑥土壌診断

本公園の土壌環境を把握し、土壌改良等の処置方法を検討するため、土壌断面調査による土壌診断を実施する。

土壌断面調査は、市と受託者が調査方法を協議の上、市が別途発注する工事で幅1m×深さ1m×奥行1.5m程度の穴の掘削、養生、埋戻しを行い、受託者は土壌層位とその厚さ、土色、土性、硬度等を調査する。なお、硬度は長谷川式土壌貫入試験によるものとする。

調査箇所は協議によるが8箇所程度で、断面調査は、調査対象箇所について施工業者の穴の掘削が完了し養生した状態から実施することを想定している。

## 2. 解析・評価と課題の整理

調査結果から以下に示す視点の評価と課題の整理を行う。主要な課題は、イメージ平面

図・断面図等で表現すること。

(1) 植生

①公園全体の植生

桜及び松やその他樹種の分布、樹高や密度、土壌環境など

②桜の生育状況

簡易診断結果のエリア毎の傾向、診断結果の主要な要因など

なお、本公園ではナラタケモドキによる桜の病害・枯死が重要な課題となっており、本市から提供する被害に関する資料を踏まえながら生育状況との関連性を整理すること。

③松の生育状況

倒木危険度診断結果のエリア毎の傾向、診断結果の主要な要因など

④生物多様性

外来生物（兵庫県ブラックリスト選定種等）の生育状況など

(2) 景観形成

①景観構成・特性

エリア毎の景観構成・特性、主要な視点場、景観上重要な樹木など

②景観の変化

航空写真や記録写真などを用いた景観の変化など

③桜・松以外の樹木の景観価値

アジサイや低木等の植栽、エノキやムクノキなどの巨木の実生木、勝手植栽など

④歴史・文化的価値

整備経緯、周辺土地利用の変化など

(3) 公園利用

①日常利用

各種レクリエーション機能、主要動線など

②花見利用

主要な花見箇所、現状など

③施設配置

ベンチ等休養施設、便所、広場の配置など

④市民要望

市に寄せられる要望の内容、場所など

(4) 安全・周辺環境

①公園利用の安全確保



樹木倒伏、主要動線、法面など

②周辺への安全確保

車道・自転車歩行者専用道路、隣接確保など

3. 計画内容の検討と設定

(1) 目標像とゾーニング

①全体目標像

過去から引き継がれている桜と松が共生した景観を、現在の様々な課題に対応しながら、未来にわたり保全することを計画の前提とし、本公園が目指す景観、植生、空間構成などに関する目標像を設定する。市民と共有できるよう、わかりやくイメージ平面図やイメージ図等を用いて作成すること。

②ゾーニング及び主要視点場

植生や景観の課題・特性等により分類されるゾーニングと、目標の達成に向けたゾーン毎の基本的な考え方を設定する。また、特に景観上維持向上が必要と考えられる視点場も設定する（主要な橋梁を中心に8箇所程度を想定）。ゾーン毎にイメージ平面図・断面図を作成すること。

(2) 取組みの実施方針

①取組み毎の方針

目標に向けた下記の取組みについて、技術的基準や年間スケジュール、実施対象の選定、優先度の考え方などの実施方針を設定する。樹木管理の項目は、桜、松、その他樹木に分けて設定する。

1) 日常管理

・枯枝や胴吹き切除等の軽剪定、施肥、ロープ柵取替、低木刈込などの基本的管理事項

2) 樹木点検及び診断

・日常点検や桜の簡易診断、松の倒木危険度診断など

3) 剪定

・桜の被圧解消剪定や主幹新旧切替剪定、風圧軽減剪定、松の見通し（ビスタ）阻害樹木伐採、下枝打ちなど生育環境や修景の改善等を図るもの

4) 樹勢回復

・土壌改良、不定根誘導など

5) 伐採・更新（植替え・補植）

・診断結果や周辺環境を踏まえた伐採

・植栽間隔や密度、土壌環境などを踏まえた桜や松の植替え・補植

6) 施設補修・更新

- ・遊具や休憩施設、トイレの補修・更新、また土の流出が著しい法面保護など
- ・施設の取組み方針は市との協議の上、主要な課題と補修・更新の取組みの概略を記載するものとし、健全度調査や個別施設の補修・更新計画は含まない。

#### 7) 情報発信

- ・取組み内容周知の現地看板など

#### 8) その他必要事項

### ②ゾーン毎での方針

ゾーン毎の課題・特性に応じた重点的な取組み、また主要な視点場における修景の取組みについて、写真やイメージ図を用いてとりまとめる。

### (3) 取組みの実施計画

計画期間を10年間として、必要とされる取組みの実施数量と委託・工事金額を概算で算出する。また市の予算状況（見込み）を踏まえながら、年次毎の各取組みの実施範囲や数量の概略を設定する実施計画を作成する。

### 4. 意見聴取支援

計画策定に当たっては、公園清掃等の市民団体や学識経験者、事業者等に課題や取組みなどについて意見聴取を行う（計7回、全て別日程想定）。受託者は意見聴取時の資料整理、臨席、記録作成を行う。

### 5. 計画素案の作成

本業務の内容を夙川公園桜の名所保全管理計画（素案）としてとりまとめ、概要版も作成する。

### 6. 報告書の作成

本業務の内容及び検討経過を報告書にとりまとめる。

### 7. 業務スケジュール

本業務では下記のスケジュールを想定している。

- ①令和5年度：現況把握、解析・評価と課題の整理
- ②令和6年度：計画内容の検討と設定、意見聴取支援、計画素案の作成、報告書の作成  
※計画素案は令和6年11月末までにとりまとめること。

## 第18条 打合せ協議

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のために、打合を原則として次のとおり行うものと

する。また、打合せごとに議事録を作成し、監督員の確認を受けること。

(1) 業務着手時

(2) 中間時（5回）

- ・ 現況把握のとりまとめ段階
- ・ 解析・課題の整理のとりまとめ段階
- ・ 目標像と取組み方針の検討段階
- ・ 実施計画のとりまとめ段階
- ・ 素案のとりまとめ段階

※その他、必要と認められる場合、適宜実施するものとする。

(3) 成果品納品時

## 第19条 成果品

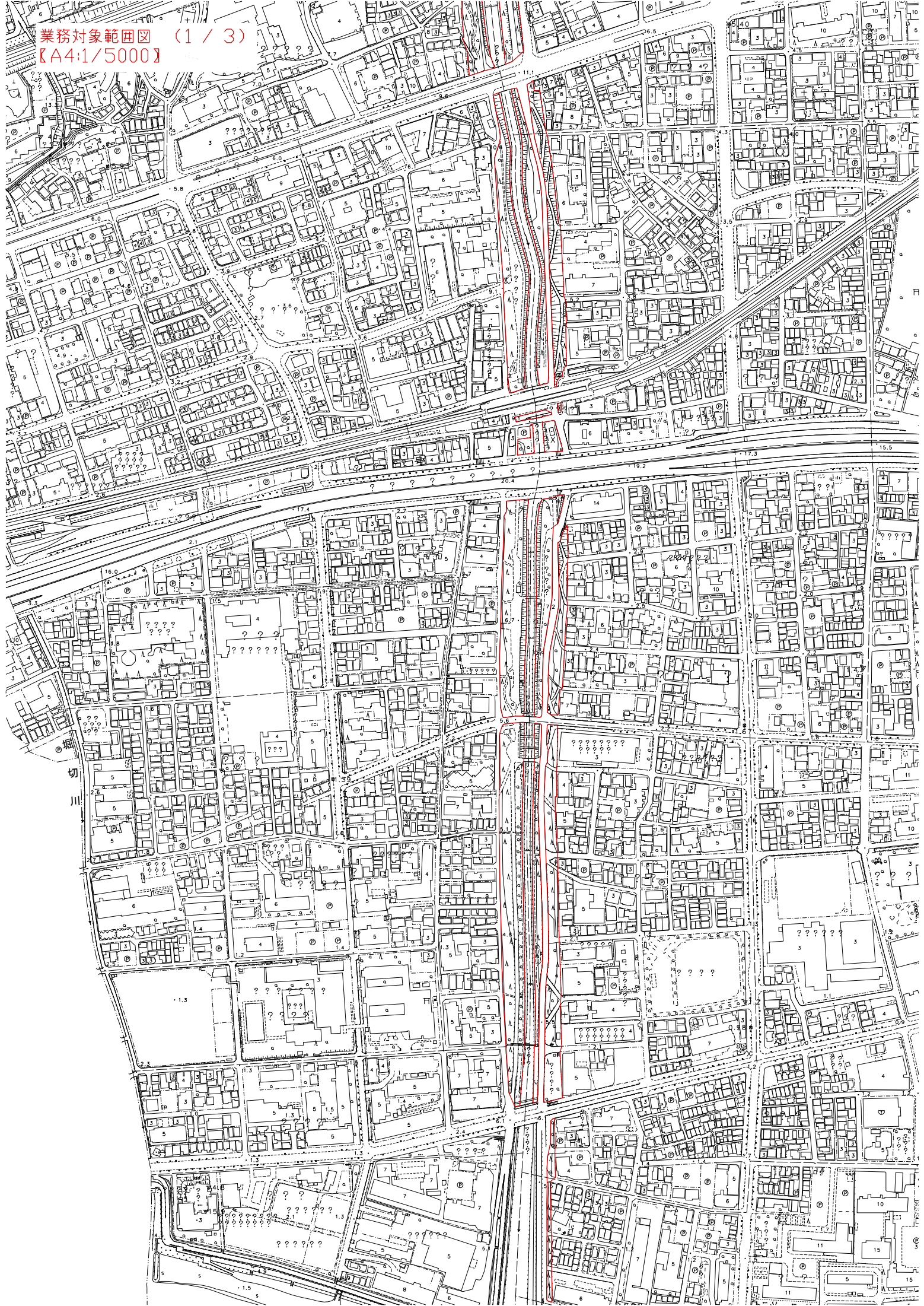
成果品は次のとおりとし、一式を紙媒体2部とデータ提出すること。

- ・ 夙川公園桜の名所保全管理計画（素案）
- ・ 夙川公園桜の名所保全管理計画（素案）【概要版】
- ・ 報告書
- ・ 電子データ（CD-R等）
- ・ その他市監督員が指示するもの

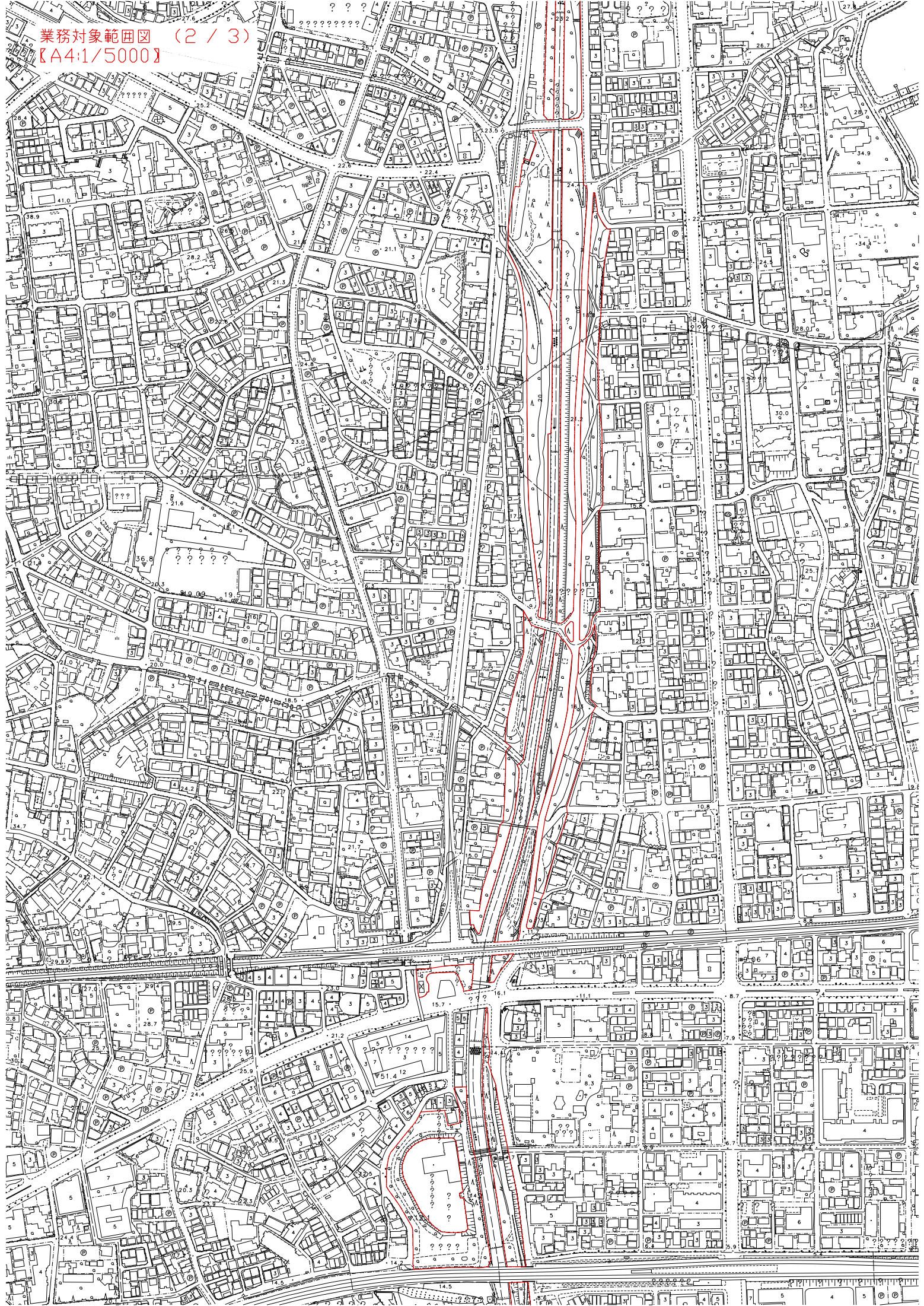
## 第20条 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市監督員と受託者の協議の上、実施するものとする。

支払い条件について、令和5年度は仕様書の第17条で定める「1. 現況把握」と「2. 解析・評価と課題の整理」に対する出来高払いを、令和6年度は履行期間末業務完了時に残額の完了払いとする。なお、令和6年度で履行期限前に全ての業務が完了したことを発注者が確認し、かつ受託者から請求があった場合には、請求を受けた日から30日以内に残額を支払うものとする。



切川



業務対象範囲図 (3 / 3)  
【A4:1/5000】

